

記 載 要 領

液化石油ガス販売事業報告

保安業務実施状況報告

販売する一般消費者等の数
事業年度末（3月31日）における一般消費者等の数（メーター戸数）を記載。

下記のQ & Aにも記載のとおり、液化石油ガス販売事業報告の自社分の「一般消費者等の数」と、保安業務実施状況報告の「保安業務を行うべき数」は同数となる。

保安業務の実施状況 保安業務区分	保安機関の名称及び認定 番号	一般消費者等の数	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	自社	事業年度の期間に販売契約を締結し1号業務を自社で行わなければならない新規消費者数を記載。	保安機関認定（更新）申請で認定された数又は一般消費者等の増加認可若しくは減少届による数を記載。	事業年度の期間に販売契約を締結し1号業務を自社で行わなければならない新規消費者数を記載。（戸）には他社からの受託分を記載。	事業年度の期間に販売契約を締結し1号業務を自社で行った新規消費者数を記載。（戸）には他社からの受託分を記載。
	他社	事業年度の期間に販売契約を締結し1号業務を他社に委託して行わなければならない新規消費者数を記載。	他社への委託分は記載不要		
2. 容器交換時等供給設備点検	自社	事業年度の期間に2号業務を自社で行わなければならない消費者数を記載。	保安機関認定（更新）申請で認定された数又は一般消費者等の増加認可若しくは減少届による数を記載。	事業年度の期間に2号業務を自社で行わなければならない消費者数を記載。（戸）には他社からの受託分を記載。	事業年度の期間に2号業務を自社で行った消費者数を記載。（戸）には他社からの受託分を記載。
	他社	事業年度の期間に2号業務を他社に委託して行わなければならない消費者数を記載。	他社への委託分は記載不要		
3. 定期供給設備点検	自社	事業年度の期間に前回点検から4年を迎えるため3号業務を自社で行わなければならない消費者数を記載。	保安機関認定（更新）申請で認定された数又は一般消費者等の増加認可若しくは減少届による数を記載。	事業年度の期間に前回点検から4年を迎えるため3号業務を自社で行わなければならない消費者数を記載。（戸）には他社からの受託分を記載。	事業年度の期間に前回点検から4年を迎えるため3号業務を自社で行った消費者数を記載。（戸）には他社からの受託分を記載。
	他社	事業年度の期間に前回点検から4年を迎えるため3号業務を他社に委託して行わなければならない消費者数を記載。	他社への委託分は記載不要		
4. 定期消費設備調査	自社	事業年度の期間に前回調査から4年を迎えるため4号業務を自社で行わなければならない消費者数を記載。	保安機関認定（更新）申請で認定された数又は一般消費者等の増加認可若しくは減少届による数を記載。	事業年度の期間に前回調査から4年を迎えるため4号業務を自社で行わなければならない消費者数を記載。（戸）には他社からの受託分を記載。	事業年度の期間に前回調査から4年を迎えるため4号業務を自社で行った消費者数を記載。再調査を行った消費者数も記載。（戸）には他社からの受託分を記載。
	他社	事業年度の期間に前回調査から4年を迎えるため4号業務を他社に委託して行わなければならない消費者数を記載。	他社への委託分は記載不要		

保安業務の実施状況 保安業務区分	保安機関の名称及び認定 番号	一般消費者等の数	保安業務計画書に記載し た数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務 を実施した数
5. 周知	自社	事業年度の期間に5号業務を自社で行わなければならない消費者数を記載。	保安機関認定(更新)申請で認定された数又は一般消費者等の増加認可若しくは減少届による数を記載。	事業年度の期間に5号業務を自社で行わなければならない消費者数を記載。(戸)には他社からの受託分を記載。	事業年度の期間に5号業務を自社で行った消費者数を記載。(戸)には他社からの受託分を記載。
	他社	事業年度の期間に5号業務を他社に委託して行わなければならない消費者数を記載。	他社への委託分は記載不要		
6. 緊急時対応	自社	事業年度の期間に6号業務を自社で行わなければならない消費者数を記載。	保安機関認定(更新)申請で認定された数又は一般消費者等の増加認可若しくは減少届による数を記載。	事業年度の期間に6号業務を自社で行わなければならない消費者数を記載。(戸)には他社からの受託分を記載。	事業年度の期間に6号業務を自社で行った消費者数を記載。(戸)には他社からの受託分を記載。
	他社	事業年度の期間に6号業務を他社に委託して行わなければならない消費者数を記載。	他社への委託分は記載不要		
7. 緊急時連絡	自社	事業年度の期間に7号業務(自ら出勤しないものに限る。)を自社で行わなければならない消費者数を記載。	保安機関認定(更新)申請で認定された数又は一般消費者等の増加認可若しくは減少届による数を記載。	事業年度の期間に7号業務(自ら出勤しないものに限る。)を自社で行わなければならない消費者数を記載。(戸)には他社からの受託分を記載。	事業年度の期間に7号業務(自ら出勤しないものに限る。)を自社で行った消費者数を記載。(戸)には他社からの受託分を記載。
	他社	事業年度の期間に7号業務(自ら出勤しないものに限る。)を他社に委託して行わなければならない消費者数を記載。	他社への委託分は記載不要		

【Q&A（記載方法関係）】

Q1	一般消費者等の数については、メーター戸数を記載するの か？	⇒	A1 お見込みのとおり。 なお、バルク供給や集合供給では、供給地点数ではカウント せず、便宜上、消費者の数（世帯数）と同数とする。
Q2	液化石油ガス販売事業報告の保安業務区分ごとの「一般消 費者等の数」については、それぞれ何を記載すればよいの か？	⇒	A2 事業年度期間中に各保安業務を行わなければならない消費者 数（メーター戸数）を記載する。 2号、5号、6号及び7号業務の「一般消費者等の数」につい ては、基本的に「販売する一般消費者等の数」と同数になる。1 号（新規消費者）、3号及び4号業務（前回の点検・調査から4 年を迎える消費者）は、「販売する一般消費者等の数」とは 異なる数となる。
Q3	液化石油ガス販売事業報告の自社分の「一般消費者等の 数」と、保安業務実施状況報告の「保安業務を行うべき 数」は、同じ数になるのか？	⇒	A3 お見込みのとおり。 質問のそれぞれの数は、同じ考え方で計上（自社で事業年度 期間中に保安業務を行わなければならない消費者数を計上） することとしているため、基本的に、同数となる。
Q4	各報告に記載する「保安業務を行わなければならない消費 者等の数」とは、具体的には何を指しているのか？		A4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和42年法律第149号）及び関係法令等により、消費 者等に対し、保安業務を行わなければならない回数（例え ば、「供給開始時」「4年に1回以上」）が定められてい る。 それらに基づき、事業年度期間中に保安業務を行わなけれ ばならない消費者等の数を記載する。
Q5	保安業務実施状況報告の「当該事業年度に保安業務を実施 した数」は、保安業務を実施した回数を記載するの か？		A5 計上するのは消費者数であるため、消費者1戸に保安業務を 複数回実施した場合でも、計上するのは1戸となる。
Q6	共同住宅の1号、2号、3号業務（供給設備点検）の数は、 どのように記載すればよいか？	⇒	A6 便宜上、当該共同住宅の消費者の数（世帯数）と同数とす る。
Q7	質量販売分も計上するの か？	⇒	A7 お見込みのとおり。事業年度期間の質量販売分についても、1 号、4号、5号、6号及び7号業務の該当区分に計上する。 ただし、「自社の質量販売後4年を迎える日」が事業年度期間 中にある消費者であって、4年を迎える日より前に他社から質 量販売により液化石油ガスを購入していた消費者について は、記載を不要とする。
Q8	7号業務（緊急時連絡）は、自ら出動することなく、連絡 するだけのものに限って計上するの か？	⇒	A8 お見込みのとおり。 自ら出動することなく、連絡するだけのもの（保安機関への 緊急出動要請の連絡業務又は電話等にて指示・助言等）に限 る。
Q9	保安業務実施状況報告の「保安業務を行うべき数」及び 「当該事業年度に保安業務を実施した数」の（戸）と、 括弧がない戸には、それぞれどのように記載すればよ いか？	⇒	A9 （戸）には他社からの受託分だけを、括弧がない戸には自社 分だけを記載する（重複しないようにする）。
Q10	保安業務実施状況報告の3号業務（定期消費設備調査）の 「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における 「不在数」には何を記載するの か？		A10 調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又 は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載する。
Q11	保安業務実施状況報告の「役員又は構成員の変更の内容」 には何を記載するの か？		A11 次の①～③のいずれにも該当する場合に、その変更の内容を 記載する。 ①法人であること。 ②役員又は構成員（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11 号）第33条各号に掲げる構成員。例えば、株式会社であ れば「株主」、有限会社（※）であれば「社員（社員権を 有する出資者）」）に変更があったこと。 ※厳密に言うと有限会社の制度は廃止されているが、特例有限会社と して存続しているケースがあるため、便宜的に上記のように記載し ている。 ③上記②の変更により、役員又は構成員のうち、液化石油ガ ス供給機器・消費機器の製造・販売を主たる事業としてい る者及び液化石油ガス設備工事を主たる事業としている者 の占める割合に変更があったこと。

提出方法

【Q&A（提出方法関係）】

Q1	液化石油ガス販売事業報告は、いつ、どこに提出するか？	⇒	A1	宮城県知事の登録を受けた液化石油ガス販売事業者が、前年4月1日から当年の3月31日までの事業の状況について、液化石油ガス販売事業報告（様式1）を販売所ごとに作成し、登録した地方振興事務所事務所（地域事務所）に全販売所分を6月30日まで提出する。 例1 大河原地方振興事務所において登録を受けた販売事業者（販売店：大河原町に1販売所） →大河原地方振興事務所に1枚提出（1販売所分） 例2 仙台地方振興事務所において登録を受けた販売事業者（販売店：仙台市に1販売所、大崎市に1販売所、柴田町に1販売所） →仙台地方振興事務所に3枚提出（3販売所分）
Q2	保安業務実施状況報告は、いつ、どこに提出するか？	⇒	A2	宮城県知事の認定を受けた保安機関が、前年4月1日から当年3月31日までの業務の実施状況について、保安業務実施状況報告（様式2）を事業所ごとに作成し、認定した地方振興事務所事務所（地域事務所）又は消防課に全事業所分を6月30日まで提出する。 例1 大河原地方振興事務所において認定を受けた保安機関（事業所：大河原町に1事業所） →大河原地方振興事務所に1枚提出（1事業所分） 例2 消防課において認定を受けた保安機関（事業所：仙台市に2事業所、大崎市に1事業所、石巻市に1事業所） →消防課に4枚提出（4事業所分）
Q3	液化石油ガス販売事業や保安業務について、休業状態であり、一般消費者等の数がゼロの場合にも、各報告書を提出する必要はあるのか？	⇒	A3	提出は必要。
Q4	液化石油ガス販売事業報告（様式1）と保安業務実施状況報告（様式2）の電子データをダウンロードすることはできるのか？		A4	次のサイトからダウンロードすることができる。 液化石油ガス販売事業報告（様式1） http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubou/hanbai-houkoku.html 保安業務実施状況報告（様式2） http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubou/hoan-houkoku.html
Q5	提出方法は、提出先に持参するのではなく、郵送でも問題ないか？	⇒	A5	郵送も可。FAXや電子メールによる提出も可。 ※ 各提出先の住所等は下記のとおり。
Q6	提出先の收受印が押された控えを記録として残したいが、どうすればよいか？	⇒	A6	控えが必要な場合は、報告書を2部作成の上、提出先に持参するか、返信用封筒を同封して郵送してください。

【提出先】

	住所	電話番号	FAX番号	電子メールアドレス
宮城県庁 総務部消防課 産業保安班	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1	022-211-2378	022-211-2398	syobouh@pref.miyagi.lg.jp
大河原地方振興事務所 総務部 総務班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3133	0224-53-3076	okksbg@pref.miyagi.lg.jp
仙台地方振興事務所 総務部 産業保安・労政班	〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号	022-275-9115	022-233-6624	sdss-s@pref.miyagi.lg.jp
北部地方振興事務所 総務部 総務班	〒989-6117 大崎市古川旭四丁目1-1	0229-91-0716	0229-91-0749	nh-ksbg@pref.miyagi.lg.jp
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 総務部 総務班	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1	0228-22-2111	0228-22-6284	khnr-sm@pref.miyagi.lg.jp
東部地方振興事務所 総務部 総務班	〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7番地	0225-95-1410	0225-22-8386	et-ss-g@pref.miyagi.lg.jp
気仙沼地方振興事務所 総務部 総務班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226-24-2591	0226-23-8175	kstssg@pref.miyagi.lg.jp